5. 国際予備審査機関に対する手続

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。 2以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。

IPEA/JP

特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

第Ⅱ章

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従つて国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審查	E機関記入欄	
国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日	
第 I 欄 国際出願の表示		
出願人又は代理人の書類記号	国際出願番号	
WO20XX000123 国際出願日 <i>(日. 月. 年)</i>	PCT/JP20XX/999999 優先日 (最先のもの) (日. 月. 年)	
dd.mm.20XX	機先日(東先のもの)(日. 月. 年) dd.mm.20XX	
発明の名称		
ハンドスキャナ		
第 工 欄 出 順 人		
氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載 名も記載)	戦;あて名は郵便番号及び国 電子メールアドレス*:	
株式会社東京製作所	電話番号:	
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION	03-3581-1101	
1000013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	ファクシミリ番号:	
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000	03-8765-4321	
	出願人登録番号:	
	987654321	
*電子メールの使用の承認:以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通子メールのみで通知を送付することを承認する。 郵便のみによる通知の送付を希望する。	 知を行う国際事務局及び国際予備審査機関が、上記に記載されたアドレス	に電
国籍 (国名): 日本国 JAPAN	^{住所(国名):} 日本国 JAPAN	
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記 株式会社大阪製作所 OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION 5430061 日本国大阪府大阪市天王寺区伶人町7番地7号 7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 5430		
国籍(国名):日本国 JAPAN	(E)	
その他の出願人が続葉に記載されている。	<u>I</u>	

様式PCT/IPEA/401 (第1用紙) (2022年7月)

国際出願番号

2 亩

PCT/JP20XX/999999

第Ⅲ欄 代理人又	は共通の代表者、通知のあて名				
▼ 既に選任された者であつて今回新たに選任された者で	理人 又は	今回新たに選任された者である。			
氏名 (名称) 及びあて名: <i>(姓、名の</i> 国際 太郎	の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)	電子メールアドレス*: kokusai-taro@jpo.go.jp			
KOKUSAI, Taro		電話番号: 03-1234-5678			
1020081 日本国東京都 12, Yonbancho, Chiyoda	ファクシミリ番号: 03-1234-5678				
,	or the state of th	代理人登録番号: 123456789			
*電子メールの使用の承認:以下に電子メールのみで通知を送付するこ 郵便のみによる通知の送付を希		I 国際予備審査機関が、上記に記載されたアドレスに			
通知のためのあて名: 代理人又は共通の代表者が	選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載して	いる場合は、レ印を付す。			
第IV欄 国際予備	審査に対する基本事項				
補正に関する記述:*					
1. 出願人は、次のものを基礎と	して国際予備審査を開始することを希望する。				
明細書に関して	□ 出願時のものを基礎とすること。又は ▼ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とす。	ること。			
L 配列表に関して	出願時のものを基礎とすること。又は	u = =0			
(該当する場合)					
請求の範囲に関して	請求の範囲に関して 出願時のものを基礎とすること。又は 特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。				
図面に関して (該当する場合)	✓ 出願時のものを基礎とすること。又は 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とす。	ること。			
国際予備審査機関が規 に基づき適用される期 4. 出願人は、規則540 * 記入がない場合は、1) 補正がない。	的第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、 見則69.1 (b) に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始し 別間の満了まで国際予備審査の開始を 延期する ことを国際予備審査機 D2.1 (a) に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開 か又は国際予備審査機関が補正(原本又は写し)を受領していないときは、 は予備審査報告書の作成開始前に補正(原本又は写し)を受領したときは、	ようとする場合、出願人は規則 6 9 . 1 (d) 関に希望する。 始を 延期する ことを明示的に希望する。 出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、			
2) 国際予備審査を行うための言語は		_4,600//			
■際出願の提出時の言語で					
国際調査のために提出した	翻訳文の言語である。				
国際出願の公開の言語であ	o 5 .				
国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。					
第V欄 国の選択	-				
この様式を用いてされた国際予備	#審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべて	の締約国を選択する国際予備審査の請求となる。			

様式PCT/IPEA/401 (第2用紙) (2022年7月)

		国際出願番号	
3		PCT/JP20XX	X/999999
	Į.		
第VI欄 照合欄			
この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第IV欄に記載する言語によ 下記の書類が添付されている。	: 3	国際予備審査 受領	機関記入欄 未 受 領
1. 国際出願の翻訳文	:	枚	
2. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書	: 6	枚	
3. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正による配列表			
4. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書 に添付された書簡(規則66.8)	: 1	枚	
5. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の写し (又は、要求された場合は翻訳文)	:	枚	
6. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書 に添付された書簡の写し(規則46.5(b)及び53.9)	:	枚	
7. 特許協力条約第19条の規定に基づく説明書の写し (又は、該当する場合は翻訳文)(規則62.1(ii))	:	枚	
8. その他 (書類名を具体的に記載):	:	枚	
この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。			
1. ✓ 手数料計算用紙 5	. 国際予備審査のための)配列表(規則13の3)	
■ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 6		発出願の開示の範囲を超えるも	のではない旨の
2. ■ 個別の委任状の原本	陳述書		
3. □包括委任状の原本 7	その他 <i>(書類名を具体</i>	は的に記載):	
4. 包括委任状の写し(あれば包括委任状番号):			
第VII欄 出願人、代理人又は共通の代表者	その署名		
署名者の氏名(及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書)を記載し、そ			
国際太郎			
国際予備審査機	後関記入欄 ■		
1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日			
2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付			
3. 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理。 ただし、以下の4,5の項目には当てはまらない。 出願人に通知した。		期限の経過後の国際予備審査 3の項目に当てはまらない。	請求書の受理。
4. 規則80.5により延長が認められている優先日から19月の期間内 7	1 1	E長が認められている規則 54 (の 2.1(a) の期限
の国際予備審査請求書の受理	内の国際予備審査	請求書の受理。	
5. 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが 8 規則82又は規則82の4により認められる。	/yEy() 04 V) 2.1(a)	の期間の経過後の国際予備審査 2 又は規則82の4により認められ	
	引 記 入 相嗣 🗕		
国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:			

様式PCT/IPEA/401 (最終用紙) (2022年7月)

第Ⅱ章

特許協力条約に基づく国際出願

手数料計算用紙

国際予備審査請求書の附属書

	国際予備審査機関記入欄
国際出願番号 PCT/JP20XX/999999	
出願人又は代理人の書類記号	
WO20XX000123	国際予備審査機関の日付印
出願人	
株式会社東京製作所	
所定の手数料の計算	
1. 予備審査手数料	34,000 F
2. 取扱手数料	32,700 д
3. 所定の手数料の合計	66,700 🖪
P及びHに記入した金額を加算し、 合計額を合計に記入	
T 11 198 C T 11 (- 167)	合 計
支払方法(国際予備審査機関によっては利用できない支払方法	:がある)
クレジットカード (詳細は本用紙に記入しない)	郵便振替
▼ 予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認	小切手
銀行振込	特許印紙
現金	その他:
予納台帳又は当座預金からの引き落とし(又は振込)の承認(国際予備審査機関によっては利用できない場合がある)
✓ 上記の合計額の引き落としの承認	国際予備審査機関: I PEA/ <u>JP</u> 予納台帳又は当座預金口座番号: <u>888888</u>
(このチェックボックスは国際予備審査機関の予納 預金口座の条件が認める場合にのみ有効) 上記の合計額の差額の引き落とし又は過誤納額の振	台帳又は当座 日付: dd.mm.20XX
	署名:

様式PCT/IPEA/401 (附属書) (2022年7月)

特許印紙の貼付例(予備審査請求と同時に納付する場合)

特許印紙 特許印紙 特許印紙

予備審査手数料34,000円取扱手数料32,700円合計66,700円

第Ⅱ章

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。 2 以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。 IPEA/JP

特許協力条約に基づく国際出願

国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従つて国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄 ————————————————————————————————————					
国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日				
第 I 欄 国際出願の表示					
出願人又は代理人の書類記号	国際出願番号				
W020XX000123	PCT/JP20XX/999999				
国際出願日(日.月.年)	優先日(最先のもの) (日.月.年)				
dd.mm.20XX	dd.mm.20XX				
発明の名称 ハンドスキャナ					
第Ⅱ欄 出願人					
氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載:法人は公式の完全な名は郵便番号及び国名も記載)	名称を記載;あて 電話番号:				
株式会社東京製作所 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION	03-3581-1101				
1000013	ファクシミリ番号:				
│ 日本国 │ 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	03-8765-4321				
40%					
4-3,Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013	出願人登録番号:				
Japan	987654321				
	307034321				
電子メールの使用の承認:国際事務局又は国際予備審査機関に対して用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを					
	3子メールによる通知のみを希望する(書面による通知の送付は希望しない)。				
	住所(国名):				
日本国 Japan	日本国 Japan				
氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名株式会社大阪製作所 OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION	称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)				
5430061 日本国 大阪府大阪市天王寺区伶人町7番地7号					
7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 5430061 Japan					
	住所(国名):				
日本国 Japan	日本国 Japan				
□ その他の出願人が続葉に記載されている。					

様式 PCT/IPEA/401 (第1用紙) (2022年7月版)

	国際出願番号
2	PCT/JP20XX/999999
第Ⅲ欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名	
下記に記載された者は、▽ 代理人 又は □ 共通の代表者 として	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	る者である。
今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通	の代表者は解任された。
既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査を 任された者である。	幾関に対する手続のために、今回新たに選
氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載:法人は公式の完全な名称を記載:あて名は 郵便番号及び国名も記載)	電話番号:
国際 太郎 KOKUSAI, Taro	03-1234-5678
1020081	ファクシミリ番号:
日本国 東京都千代田区四番町12番地 	03-1234-5678
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan	代理人登録番号:
oupuii	123456789
電子メールの使用の承認:国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以	「望する場合にこの電子メールアドレスを利 「下のいずれかにレ印を付す。
■事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を ▽ 電子メールによる通知 希望する。 望しない)。	1のみを希望する(書面による通知の送付は希
電子メールアドレス: kokusai-taro@jpo.go.jp	
通知のためのあて名: 代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特は、レ印を付す。	に通知が送付されるあて名を記載している場合
第IV欄 国際予備審査に対する基本事項	
補正に関する記述:*	
1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。	
明細書に関して 出願時のものを基礎とすること。又は	
─────────────────────────────────────	上を基礎とすること。
配列表に関して 出願時のものを基礎とすること。又は (該当する場合)	
特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正	Eを基礎とすること。
請求の範囲に関して 出願時のものを基礎とすること。又は	
特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正	Eを基礎とすること。及び/又は
▽ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正	Eを基礎とすること。
図面に関して 出願時のものを基礎とすること。又は	
(該当する場合) 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正	Eを基礎とすること。
2. 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正 開始することを希望する。	Eを無視し、かつ、取り消されたものとみなして
3. 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査 1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期すること	
4. 出願人は、規則 5 4 の 2. 1 (a) に基づき適用される期間の満了まで国際予何	
*記入がない場合は 1) 補正がないか又は国際予備審査機関が補正 (原本又は写し) を受領していなれ、 2) 国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正 (原本又は写し) を受得 又は続行される。	
国際予備審査を行うための言語は 日本語 であり、	
	f求期間の <u>満了する時まで</u>
	開始の延期を希望する場合に
	・エックします
国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。	
第V欄 国の選択	
この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべての	D締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

様式 PCT/IPEA/401 (第2用紙) (2022年7月版)

		国際出願番号
3	頁	PCT/JP20XX/999999
第VI欄 照合欄		
この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第I下記の書類が添付されている。 ● 手数料計算用紙	V欄に記載する言語に	こよる
	載し、その次に署名する。	
(PKCS7 デジタル署名) 国際 太郎		
	査機関記入欄 —	
1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日		
2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の	日の訂正後の日付	
 3. 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の4,5の項目には当てはまらない。 出願人に通知した。 4. 規則80.5により延長が認められている優先日から19月の期間内の国際予備審査請求書の受理 5. 優先日から19月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82又は規則82の4により認められる。 	求書の受 らない。 7. 規則80.5 2.1(a)の 8. 規則54の2	2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請理。ただし、以下の7,8の項目に当てはまにより延長が認められている規則54の期限内の国際予備審査請求書の受理。 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請理であるが規則82又は規則82の4により認
国際事務	务局記入欄 ——	
国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:		

特許協力条約に基づく国際出願

第Ⅱ章

手数料計算用紙

国際予備審査請求書の附属書

国際	出願番号	PCT/JP20XX/999999		国際予備額	客查機 队	引記入欄	
		W020XX000123	国際予備審査機	関の日付日	<u> </u>		
出願							
	行定の手数料の	 D計算					
1.	予備審査手数料		34000	円	Р		
2.	取扱手数料		32700	円	Н		
3.	所定の手数料の行 P及びHに記入	合計 した金額を加算し、合計額を合			<u> </u>		
	計に記入		66700		円		
			合計				
	納付種別	予納					
	予納台帳番号	888888					

様式 PCT/IPEA/401 (附属書) (2022年7月版)

The demand must be filed directly with the competent International Preliminary Examining Authority or, if two or more Authorities are competent, with the one chosen by the applicant. The full name or two-letter code of that Authority may be indicated by the applicant on the line below:

IPEA/ JP

PCT DEMAND

CHAPTER II

under Article 31 of the Patent Cooperation Treaty:
The undersigned requests that the international application specified below be the subject of international preliminary examination according to the Patent Cooperation Treaty.

For International Preliminar	y Examining Authority	y use only	
Identification of IPEA	Date of receipt of D	•	
Box No. I IDENTIFICATION OF THE INTERNATIONAL	_		
Applicant's or agent's file reference	International applic	ation No	
WO20XX000123	PCT/JP20XX/999999		
International filing date (day/month/year)	(Earliest) Priority date (day/month/year)		
dd.mm.20XX	dd.mm.20XX		
Title of invention		aazo,ov	
HAND SCANNER			
Box No. II APPLICANT(S)			
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity,, The address must include postal code and name of cou	full official designation. intry.)	E-mail address*	
		Telephone No.	
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION		03-3581-1101	
 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,		Facsimile No.	
Tokyo 1000013 Japan		03-8765-4321	
		Applicant's registration No. with the Office	
		987654321	
* E-mail authorization: Indicating an e-mail address above aut Examining Authority, if they provide such a service, to send not box is marked:	ifications exclusively l	nal Bureau and the International Preliminary by e-mail to that address, unless the following	
State (that is, country) of nationality:	State (that is, count	ry) of residence:	
JAPAN	JAPAN		
Name and address: (Family name followed by given name; for a legal entity,	full official designation. Th	e address must include postal code and name of country.,	
OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION 7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 5430061 Japan			
State (that is, country) of nationality: JAPAN	State (that is, country JAPAN	e) of residence:	
Further applicants are indicated on a continuation sheet.			

Form PCT/IPEA/401 (first sheet) (July 2022)

See Notes to the demand form

International application No.

		Sheet No Z	PCT/JP20XX/999999
Box No. III AGENT C	OR CO	OMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CO	PRRESPONDENCE
The following person is	Γ	agent common representative	
and has been appoin	inted e	arlier and represents the applicant(s) also for international p	reliminary examination.
		and any earlier appointment of (an) agent(s)/common represent	, and the second
the agent(s)/co	ommon	specifically for the procedure before the International Preli representative appointed earlier.	minary Examining Authority, in addition to
Name and address: (Famil	ly name ldress m	followed by given name; for a legal entity, full official designation. ust include postal code and name of country.)	E-mail address*
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	kokusai-taro@jpo.go.jp
KOKUSAI, Taro			Telephone No.
			03-1234-5678
12, Yonbancho, (•		Facsimile No.
Tokyo 1020081 Japan			03-1234-5678
			Agent's registration No. with the Office
			123456789
* E-mail authorization: Examining Authority, is box is marked:	: Indic	ating an e-mail address above authorizes the International provide such a service, to send notifications exclusively by	Bureau and the International Preliminary e-mail to that address, unless the following
		sted to be sent exclusively by postal mail.	
Address for corn space above is use	respon ed inst	dence: Mark this check-box where no agent or common read to indicate a special address to which correspondence sl	epresentative is/has been appointed and the nould be sent.
Box No. IV BASIS FO	OR IN	FERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION	
Statement concerning a			
	s the in	ternational preliminary examination to start on the basis of	;
the description	\square	as originally filed, or	
	\boxtimes	as amended under Article 34	
the sequence listing		as originally filed, or	
(if any)		as amended under Article 34	
the claims	Ц	as originally filed, or	
		as amended under Article 19, and/or	
	X	as amended under Article 34	
the drawings (if any)	\boxtimes	as originally filed, or	
		as amended under Article 34	
		any amendment to the claims under Article 19 to be consid- thes to start the international preliminary examination at the	
accordance wit	th Rule	69.1(b), the applicant requests the IPEA to postpone the start of the applicable time limit under Rule 69.1(d).	
		sly requests to postpone the start of the international prelim under Rule 54 <i>bis</i> .1(a).	inary examination until the expiration of the
* Where no check-box i filed or, where a cop Article 34 are receive international prelimit	is mark by of a ed by tl nary ex	ted, international preliminary examination will start on the bass mendments to the claims under Article 19 and/or amendmente International Preliminary Examining Authority before it has camination report, as so amended.	nents of the international application under
		f international preliminary examination: <u>English</u>	
		which the international application was filed.	.
	_	f a translation furnished for the purposes of international sea	rch.
	_	f publication of the international application. f the translation (to be) furnished for the purposes of interna	tional preliminary examination
Box No. V ELECTIO			nonai prominiary chammation.
		tutes the election of all Contracting States which are designate	ed and are bound by Chanter II of the PCT
Form PCT/IPEA/401 (seco			See Notes to the demand form
	ona Sili	out (outy 2022)	see mores to the demand form

		International app PCT/JP20X				
Box No. VI CHECK LIST			•			
The demand is accompanied by the following elemer Box No. IV, for the purposes of international prelim 1. translation of international application 2. amendments under Article 34 3. amended sequence listing under Article 34 4. letter accompanying the amendments under Article 34 (Rule 66.8) 5. copy (or, where required, translation) of		shination:	eets eets eets		ional Preliminary Authority use only not received	
amendments under Article 19 6. copy of the letter accompanying the amendment under Article 19 (Rules 46.5(b) and 53.9) 7. copy (or, where applicable, translation) of any statement under Article 19 (Rule 62.1(ii)) 8. other (specify)	: : : :	sho	eets eets eets eets			
The demand is also accompanied by the item(s) marked below: 1.						
For International	Prelimina	ry Examining Aut	hority use	only		
Date of actual receipt of DEMAND: 2. Adjusted date of receipt of demand due to CORRECTIONS under Rule 60.1(b):	Tremma	y Examining Aut	mority use	Olly -		
3. The date of receipt of the demand is AFT expiration of 19 months from the priority of item 4 or 5, below, does not apply. The applicant has been informed account of 19 months from the priority date as each by virtue of Rule 80.5. 5. Although the date of receipt of the demand the expiration of 19 months from the priority date as each by virtue of Rule 80.5.	ordingly. the time extended d is after- rity date, Rules 82	7. The lir Ru 8. All ex de	piration of ditem 7 or the date of remit under Fulle 80.5. Ithough the piration of elay in arri + 82 quater.	f the time limit up 8, below, does not be ceipt of the demar Rule 54bis.1(a) as a class date of receipt of the time limit und	mand is AFTER the nder Rule 54bis.1(a) of apply. In the dis WITHIN the time extended by virtue of the demand is after the er Rule 54bis.1(a), the pursuant to Rules 82	
	miernatio	nai bureau use on	шу			
Demand received from IPEA on:				Can		

Form PCT/IPEA/401 (last sheet) (July 2022)

CHAPTER II

PCT

FEE CALCULATION SHEET

Annex to the Demand

International application No. PCT/JP20XX/999999	For International Preliminary Examining Authority use only
Applicant's or agent's file reference WO20XX000123	Date stamp of the IPEA
Applicant TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION	
CALCULATION OF PRESCRIBED FEES (Applicants may be entitled to a reduction of the preliminary exfee as indicated in the PCT Fee Tables (www.wipo.int/pct/en/fee	
1. PRELIMINARY EXAMINATION FEE	69,000 yen P
2. HANDLING FEE	32,700 yen H
3. TOTAL OF PRESCRIBED FEES Add the amounts entered at P and H and enter total in the TOTAL box	101,700 yen
MODE OF PAYMENT (Not all modes of payment may be available at all IPEAs)	
included on this sheet)	oney order
authorization to charge deposit or current account with the IPEA (see below) bank transfer cash check revenue s	
AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT (This mode of payment may not be available at all IPEAs)	OR CURRENT ACCOUNT IPEA/
Authorization to charge the total fees indicated above.	Deposit or Current Account No.:
(This check-box may be marked only if the conditions for deposit or current accounts of the IPEA so permit) Authorization to charge any deficiency or credit any overpayment in the total fees indicated above.	Date: Name: Signature:

Form PCT/IPEA/401 (Annex) (July 2022)

See Notes to the fee calculation sheet

特許印紙	特許印紙	特許印紙	特許印紙

Preliminary examination fee 69,000 yen Handling fee 32,700 yen

Total 101,700 yen

【書類名】 答弁書 【あて先】 特許庁審査官 殿 【国際出願の表示】 【国際出願番号】 PCT/JP20XX/999999 【出願人】 (【識別番号】) 987654321 【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION (代表取締役 特許 太郎 (署名:)) 【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 【郵便番号】 1000013 【国名】 日本国 Japan 【国籍】 日本国 Japan 【住所】 日本国 Japan 【代理人】 (【識別番号】) 123456789 【弁理士】 【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 (署名: _____) 【氏名又は名称 (英語)】 KOKUSAI, Taro 【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町12番地 【あて名(英語)】 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 【郵便番号】 1020081 【国名】 日本国 Japan 【通知の日付】 dd.mm.20XX 【答弁の内容】 答弁の内容を自由に記載します。

- (注1) 「【通知の日付】」は見解書の発送日を記載します。
- (注2) 書面で手続する場合において、参考資料を添付する場合は「【提出物件の目録】」の次に「 【物件名】」の欄を設けて、「参考資料 1」のように記載します。2以上の物件を添付する 場合は、「【物件名】」の欄を繰り返し設けて物件名を記載します。

1)

<記載例>

(【提出物件の目録】)

(【物件名】 参考資料

【提出物件の目録】

【物件名】 参考資料1

1

【物件名】 参考資料2

1

(注3)参考資料を添付する場合は、【提出物件の目録】に記載した書類名との対応関係がわかるように、添付する書類の左上に「参考資料1]等と記載してください。

(注4) オンラインで手続する場合は、以下のように「【提出物件の目録】」及び「【物件名】」の 次に「【添付物件】」、「【物件名】」及び「【内容】」の欄を設けてイメージを添付します。 2以上の物件を添付する場合は、「【物件名】」に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設 けて記載します。

なお、【提出物件の目録】の【物件名】と、【添付物件】の【物件名】に記載された物件名が異なる場合はエラーとなるため、同じ物件名を記載してください。

<記載例>

【提出物件の目録】

【物件名】 参考資料1

1

【物件名】 参考資料2

1

【添付物件】

【物件名】 参考資料1

【内容】

(イメージを貼り付ける)

【物件名】 参考資料2

【内容】

(イメージを貼り付ける)

(注5) 国際予備審査請求の後に作成された見解書に対する応答の場合は、「【答弁の内容】」の後に「【その他】」欄を設け、次のように手続補正書(法第11条の規定による補正)を同時に提出するか否かを記載します。

<記載例>

【その他】同時に手続補正書(法第11条の規定による補正)の提出あり/なし

- (注6)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注7) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理人】」の欄は不要です。
- (注8) その他は、【様式編】「2. 国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項(書面手続の場合を含む)」を参照してください。

REPLY

To: Examiner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

PCT/JP20XX/999999

2 Applicant

Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(CEO TOKKYO, Taro Signature:

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI, Taro (Signature:____)

Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

- 4 Date of Notification dd.mm.20XX
- 5 Subject Matter of Reply (Argument)
- 6 List of Attached Documents
- (注1)表題は、法第13条又は法施第55条の2の答弁書にあっては「REPLY」、法施第61条の2の答弁書にあっては「ARGUMENT」とします。
- (注2) 「4 Date of Notification」は見解書の発送日を記載します。
- (注3)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注4)代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。

手 補 TE. 糸売 (法第11条の規定による補正)

特許庁審査官 殿

1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/999999

2 出願人

> 株式会社東京製作所 名 称

> > TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(代表取締役 特許 太郎 (署名:

〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 あて名

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

JAPAN 玉 籍 日本国 住 日本国 **JAPAN** 所

代 理 人

氏 名 弁理士 国際 太郎 (署名:

KOKUSAI, Taro 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地 あて名

12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

補正の対象

明細書及び請求の範囲

補正の内容

明細書第2頁段落「0005]第3行の「油脂含有量を調整することが (1)可能である。」を「油脂含有量を調整することが可能で、良好な食感が 保持できる。」に補正する。

段落[0005]の「油脂含有量を調整することが可能で、良好な食感 が保持できる。」の記載は出願時の明細書の段落[000○]に記載され た事項に基づくものである。

- 明細書第2頁段落[0006]を別紙のとおり補正する。 「○○○○○○○○○○○○○○○」は、出願時の明細書段 落 [00△△] に記載された事項に基づくものである。
- (3)明細書第3頁段落[0007]を削除する。
- (4)請求の範囲第2項を削除する。
- (5)請求の範囲第3項を別紙のとおり補正する。 請求の範囲第3項の「△△△」の記載は、出願時の明細書の段落[000 □]に記載された事項に基づくものである。
- 請求の範囲第5項及び第6項を追加する。 第5項および第6項は、出願時の明細書の段落「00□□]に基づくも のである。
- 6 添付書類の目録
- (1) 明細書第2頁、第2/1頁及び第3頁(2) 請求の範囲第20頁、第21頁及び第21/1頁

- (注1) 法施第50条の3第5項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを提出する場合又は同条第10項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、表題を「第50条の3第5項の規定による配列表の提出書」とします。
- (注2) 「補正の内容」の欄には、補正事項を指摘するとともに、補正の根拠を表示します。補正の 根拠を表示するとは、国際出願の出願時等における明細書、請求の範囲、又は図面の記載のう ち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述することをいいま す。
- (注3) 補正した頁の差替え用紙を、別紙として添付します。明細書又は図面を補正する場合は該当 頁を、請求の範囲を補正する場合は、請求の範囲全文を差替え用紙として添付します。
- (注4) 明細書について、補正によって記載内容が増加し、次頁に及んだ場合には、当該頁を連続番号とはせずに、例えば第1頁を補正する場合は、「1、1/1、1/2・・・」と表示します。
- (注5) 請求の範囲について、補正によって記載内容が増加する場合、又は請求項の追加によって頁が増える場合は、最後の頁を増やします。例えば、最後の頁が第5頁の場合は、「5、5/1、5/2・・・」と表示します。

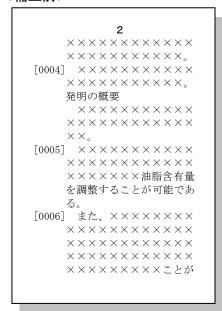
補正によって記載内容が減少、又は請求項の削除によって頁全体が削除の対象となった場合は、その頁の添付は不要です。この場合、「補正の内容」の欄に補正により頁が削除された旨を記載します。

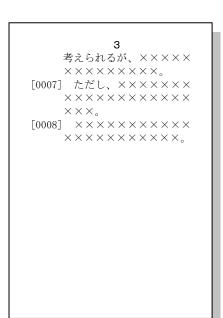
- (注6)明細書、図面の補正において、頁全体が削除の対象となった場合、その頁の添付は不要です。 この場合、「補正の内容」の欄に当該頁が補正により削除された旨を記載します。
- (注7) 法施第50条の3第5項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第10項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、「補正の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要です。
- (注8)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注9) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 代理人」の欄は不要です。

【補正の仕方の一例】

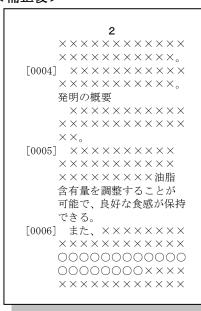
明細書

<補正前>

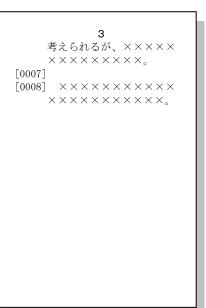




<補正後>





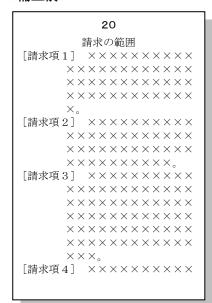


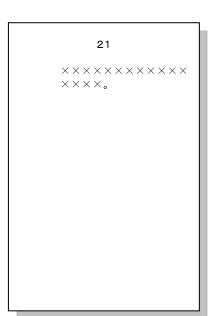
- (注1)明細書の補正は、頁単位で行い、補正を行った頁のみ、差替え用紙を別紙として添付します。 頁が増えた場合は、「/」の次に枝番を記載します。
 - ※ 上記例では補正により 2 頁に収まらなかった部分を 2/1 頁に記載。ただし、補正箇所が複数頁にまたがる場合(例: 段落 [0006] の補正箇所が 2 頁~3 頁にまたがる場合)は、差替え用紙の頁は「2、2/1、3」とはせずに、「2、3」とします。
- (注2) 補正を行った部分に「(補正後)」「(削除)」「(追加)」等の文言を表示することや下線を引くことはできません。

【補正の仕方の一例】

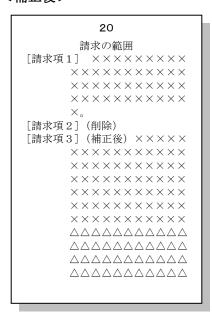
請求の範囲(1回目の補正)

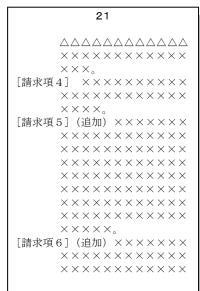
<補正前>

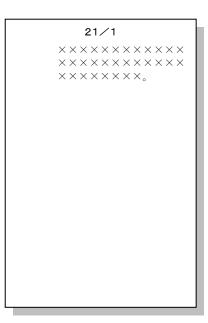




<補正後>





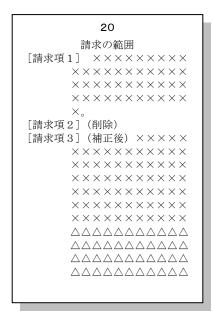


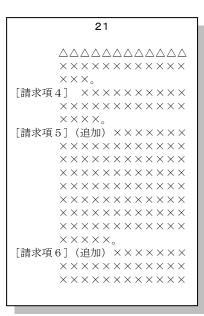
- (注1)請求の範囲の補正は、請求の範囲全文で行います。(補正しない請求項も含めて提出します。)
- (注2) 補正を行った項には、項番と本文の間に「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」の表示をします。下線を引くことはできません。
- (注3) 請求項の「(追加)」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていきます。既存の請求 項の途中に追加の請求項を挿入することはできません。
- (注4) 請求項の「(削除)」は、「本文」を削除し、項番のみ残します。
- (注5) 頁が増えた場合は、「/」の次に枝番を記載します。

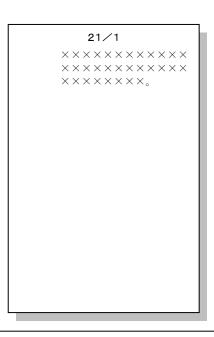
【補正の仕方の一例】

請求の範囲(2回目以降の補正)

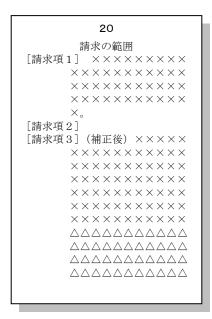
<前回の補正後>

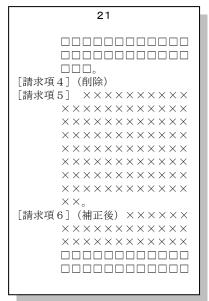


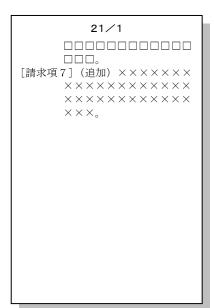




<今回の補正後>







※以下の点以外は、1回目の補正における注意点と同様

- (注1) 今回補正を行う項の項番と本文の間に「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」の表示をします。前回の補正後の内容を維持する項には、「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」の表示はしません。
- (注2) 一度削除した請求項には、後の補正において再度本文を記載することはできません。
 - ※ 上記例では、前回の補正で削除している請求項2は、今回の補正で本文を記載することはできません。 (削除) の表示もしません。

AMENDMENT

To: Examiner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

PCT/JP20XX/999999

2 Applicant

Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(CEO TOKKYO, Taro Signature:

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI, Taro (Signature:_____)

Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

- 4 Item to be Amended Description and Claims
- 5 Subject Matter of Amendment
 - (1) The word(s)/expression(s)/sentence(s) "+++++" in the line 3 of the paragraph [0001] on the page 1 of the description is/are amended as "****."

Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0003] of the description as filed.

The word(s)/expression(s)/sentence(s) "+++++" in the line 3 of the paragraph [0007] on the page 2 is/are cancelled.

(2) The paragraph [0010] on the page 3 of the description is amended as per the attached sheet(s).

Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0020] of the description as filed.

- (3) The word(s)/expression(s)/sentence(s) "+++++" of the claim 1 is/are amended as per the attached sheet(s). Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0025] of the description as filed.
- (4) The claim 2 is cancelled.
- (5) The claim 3 is added. The claim 3 is based on the paragraph [0026] of the description as filed.
- 6 List of Attached Documents
 - (1) Replacement sheets: page 1, 1/1, 2 and 3 of the description
 - (2) Replacement sheets: page 20 of the claims

- (注1) 法施第50条の3第5項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第10項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、表題を「SUBMISSION OF THE SEQUENCE LISTING」とします。また、「Subject Matter of Amendment」の欄に「As per the attached」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要です。
- (注2)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注3)代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。

20

CLAIMS

Claim 1.	(Amended) A cross section of elastic belt-like material that shapes a
	conical spring
	*** ** basically located parallel to the axis of the cone,
	a conical spring that is characterized by the curved cross
	section in this belt-like material.
Claim 2.	(Cancelled)
Claim 3.	(New) At least one end of a conical spring (1a or 1c) is

- (注1)請求の範囲の補正は、請求の範囲全文で行います。(補正しない請求項も含めて提出します。)
- (注2) 補正を行った項には、項番と本文の間に「(Amended)」、「(Cancelled)」、「(New)」の表示をします。下線を引くことはできません。
- (注3) 請求項の「(New)」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていきます。既存の請求項の途中に追加 (New) の請求項を挿入することはできません。
- (注4) 請求項の削除(Cancelled)は、「本文」を削除し、項番のみ残します。

国際予備審查開始延期請求書

特許庁長官 殿

1	国際	祭出願の表示	PCT/JP20XX/999999
2	出	願 人	
		名 称	株式会社東京製作所
			TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
			(代表取締役 特許 太郎 (署名:))
		あて名	〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
			4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
		国 籍	日本国 JAPAN
		住 所	日本国 JAPAN
3	代	理 人	
		氏 名	弁理士 国際 太郎 (署名:)
			KOKUSAI, Taro
		あて名	〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
			12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

- 4 国際予備審査開始延期請求の趣旨
 - 第51条の2第1項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始することを希望します。
- (注1)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注2) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 代理人」の欄は不要です。

To: Commissioner of the Patent Office

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF THE APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULE 54bis.1(a)

1	Identification of the International Application	

PCT/JP20XX/999999

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(CEO TOKKYO, Taro Signature:

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI, Taro (Signature:____)
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

- 4 Request to Postpone Start of International Preliminary Examination
 The applicant expressly wishes the International Preliminary Examination to start at the expiration of the applicable time limit under Article 51-2(1).
- (注1)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注2) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」 の欄は不要です。

国際予備審查開始請求書

特許庁長官 殿

1	国際	祭出原	質の表示	PC	Т/ЈР	2 0 X X	/99	99999				
2	出	願名		株式会社			COI	RPORATIO) N			
								:))	
		あて	て名	₹100-00	13 日本	国東京都	千代	田区霞が関	三丁目	4番3	3 号	
				4-3, Kas	sumigase	ki 3-cho	me,	Chiyoda-l	xu, To	kyo	100-0013	Japan
		玉	籍	日本国	JAPAN	1						
		住	所	日本国	JAPAN	I						
3	代	理	人									
		氏	名	弁理士	国際	太郎		(署名:)	
					KOKU	SAI, Ta	aro					
		あて	(名	₹102-00	81 日本	国東京都	千代	田区四番町	12番	也		
				12, Yon	bancho,	Chiyod	a-ku,	Tokyo	102-008	81	Japan	

- 4 国際予備審査開始請求の趣旨
 - 第51条の2第1項に規定する期間の満了前に国際予備審査を開始することを希望します。
- (注1) この書式は、国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始の延期を請求した 出願について、国際予備審査請求期間の満了前に国際予備審査の開始を請求する場合に使用しま す。
- (注2)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注3) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 代理人」の欄は不要です。

REQUEST FOR START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION BEFORE THE APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULE 54bis.1 (a)

1	Identification of the International Application		
	PCT/JP20XX/9999	9	9

To: Commissioner of the Patent Office

		,	3,		
2	Applicant				
	Name:	TOKYO SEISAKUS	IO CORPORAT	ΓΙΟΝ	
		(СЕО ТОККҮО	Taro Signati	ıre:)
	Address:	4-3, Kasumigaseki 3-	home, Chiyoda-	-ku, Tokyo 100	0-0013 Japan
	Country o	f nationality: JAPAN			
	Country o	f residence: JAPAN			
3	Agent				
	Name:	KOKUSAI, Taro	(Signature:_)

Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

- 4 Request for Earlier Start of International Preliminary Examination
 The applicant expressly wishes the International Preliminary Examination to start earlier than at the expiration of the applicable time limit under Article 51-2(1).
 - (注1) この書式は、国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始の延期を請求した 出願について、国際予備審査請求期間の満了前に国際予備審査の開始を請求する場合に使用しま す。
 - (注2)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
 - (注3)代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」 の欄は不要です。

期間延長請求書

特許庁長官 殿

1	国際	路出廊	質の表示	РСТ	Г/ЈР20ХХ/999999	
2	出	願	人			
		名	称	株式会社東	東京製作所	
				TOKYO	SEISAKUSHO CORPORATION	
				(代表取締	新役 特許 太郎 (署名:))	
		あて	名	₹100-001	13 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	
				4-3, Kas	sumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japa	n.
		玉	籍	日本国	JAPAN	
		住	所	日本国	JAPAN	
3	代	理	人			
		氏	名	弁理士	国際 太郎 (署名:)	
					KOKUSAI, Taro	
		あて	名	₹102-0081	1 日本国東京都千代田区四番町12番地	
				12, Yonba	oancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan	

4 請求の内容

国際予備審査機関により発せられた見解書に対する応答期間を1ヶ月延長願います。

- (注1) 国際予備審査機関の見解書への応答期間の延長は、審査官が国際予備審査のスケジュールを 勘案し、2月を限度として延長の認否を行います。詳細は「PCT国際調査及び予備審査ハンド ブック」の第5章「5.10 見解書に対する応答期間の延長(IPEA/427)」をご確認くださ い。
- (注2)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注3) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 代理人」の欄は不要です。

REQUEST FOR EXTENSION OF PERIOD

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Applicat	ion
--	-----

PCT/JP20XX/999999

2 Applicant

Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(CEO TOKKYO, Taro Signature:

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI, Taro (Signature:____)

Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Subject Matter of Request

The applicant hereby requests that the time limit for responding to the written opinion issued by the IPEA/JP should be extended by one month.

- (注1) 国際予備審査機関の見解書への応答期間の延長は、審査官が国際予備審査のスケジュールを 勘案し、2月を限度として延長の認否を行います。詳細は「PCT国際調査及び予備審査ハンド ブック」の第5章「5. 10 見解書に対する応答期間の延長(IPEA/427)」をご確認くださ い。
- (注2)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注3) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」 の欄は不要です。

特許印紙

(56,000円)

【書類名】 手数料追加納付書(国際予備審査に係る追加納付)

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/999999

【出願人】

(【識別番号】) 987654321

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(代表取締役 特許 太郎 (署名:_____))

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【代理人】

(【識別番号】) 123456789

【弁理士】

【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎

(署名:)

【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI, Taro

【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町12番地

【あて名(英語)】 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1020081

【国名】 日本国 Japan

【命令の日付】dd.mm.20XX

【追加納付の命令に係る発明の数】 2

【追加納付の命令に係る金額】 56,000円

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【手数料の種類】 予備審査手数料

【納付金額】 56,000 円

- ※ この様式見本は手数料を追加納付する場合の記載例です。
- (注1) 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の 減縮書」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して

- 納付するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とします。
- (注2)「請求の範囲の減縮書」又は「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」を提出するときは、「【追加納付の命令に係る発明の数】」の欄の次に「【減縮する請求の範囲】」の欄を設け、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲 第○項」のように特定して記載します。
- (注3)「【追加納付の命令に係る発明の数】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の 数を記載します。
- (注4)「【追加納付の命令に係る金額】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載します。
- (注5)「【手数料の表示】」の欄の記載方法については、「手数料納付書」([2-1])を参照してください。
- (注6)「【納付金額】」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。
- (注7) 陳述書を提出する場合は、「陳述書」([3-2]) と同時に提出してください。
- (注8)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注9) 代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理 人】」の欄は不要です。
- (注10) その他は、【様式編】「2. 国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項(書面手続の場合を含む)」を参照してください。

Patent Revenue Stamps

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION

(90,000Yen)

Т.	<u> </u>	· ·	- C 41	D-44	OCC.
10:	Comm	issioner	or me	Patent	Office

1	Identification of the International Application $P\ C\ T\ /\ J\ P\ 2\ 0\ X\ X\ /\ 9\ 9\ 9\ 9\ 9$
2	Applicant (Identification Number): 987654321 Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
3	Agent (Identification Number): 123456789 Name: KOKUSAI, Taro (Signature:) Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
4	Date of Invitation dd.mm.20XX
5	Number of Additional Inventions 2
6	Designated Amount of the Additional Fee 90,000 yen
7	Amount of the Additional Fee 90,000 yen
(8	List of Attached Documents) (1) Statement: 1 copy

- ※ この様式見本は手数料を追加納付する場合の記載例です。
- (注1) 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とします。
- (注2) 「RESTRICTION OF CLAIM」又は「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF

ADDITIONAL FEE」を提出するときは、「5 Number of Additional Inventions」の次に「6 Claim to be Restricted」の欄を設け、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「Claim(s) Number〇」のように特定して記載します。

- (注3) 「5 Number of Additional Inventions」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の数を記載します。
- (注4) 「6 Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた 金額を記載します。
- (注5) 「7 Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。
- (注6) 支払方法別の記載方法について
 - ① 予納により納付する場合
 - 「7 Amount of the Additional Fee」の欄の次に「8 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Current Account」と予納台帳番号を記載します。

<記載例>

- 8 Mode of Payment Current Account 999999
- ② 電子現金納付により納付する場合
 - 「7 Amount of the Additional Fee」の欄の次に「8 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Denshi-Genkin-Noufu」と納付番号を記載します。

<記載例>

- 8 Mode of Payment Denshi-Genkin-Noufu 1234-5678-9012-3456
- ③ 口座振替により納付する場合(オンライン手続時のみ利用可)
 - 「7 Amount of the Additional Fee」の欄の次に「8 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Kouza-Furikae」と振替番号を記載します。

<記載例>

- 8 Mode of Payment Kouza-Furikae 12345678
- ④ クレジットカードにより納付する場合(オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可)
 - 「2 Applicant」の欄(代理人が手続を行う場合は「3 Agent」の欄)に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は不要です。
 - 「7 Amount of the Additional Fee」の欄の次に「8 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Credit Card Payment」を記載します。

<記載例>

- 8 Mode of Payment Credit Card Payment
- ⑤ 特許印紙により納付する場合(書面手続時のみ利用可) 左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「8 Mode of Payment」の欄は不要です。
- (注7) 陳述書を提出する場合は、「8 List of Attached Documents」の欄を設け、STATEMENT([3 2]) を添付します。
- (注8)署名をする場合は、署名者の氏名(法人の場合、署名者の肩書き及び氏名)をタイプ印字して、その横に署名してください。
- (注9)代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。